

「第三波」を踏まえた対応策の追加について

- ◆昨年11月から始まった新型コロナウイルスの感染拡大「第三波」におけるクラスターの発生状況等に鑑み、感染拡大防止策を追加
- ◆緊急事態宣言の再発出や期間延長など現下の情勢を踏まえ、飲食・宿泊事業者や交通事業者など、特に多大な影響を受けている事業者に対し、事業継続を支える給付金を支給

(単位：千円)

事業名	補正予算額(案)	事業概要
(1) 検査体制の強化		
① 医療機関等への抗原検査キット配付	88,369	「第三波」におけるクラスターの発生状況等に鑑み、入院医療機関や高齢者施設、障害者施設に抗原検査キットを配付
② 環境衛生研究センター P C R 検査機能強化	21,000	検査体制をさらに強化するため、環境衛生研究センターにゲノム解析用機器を導入
(2) 雇用の維持と事業の継続		
③ 飲食・宿泊・旅行業給付金	1,308,068	「第三波」の影響により、1月または2月の売上が対前年同月比50%以上減少した飲食・宿泊・旅行事業者に対して給付金を支給
④ 地域交通運行継続給付金	193,700	新型コロナウイルス感染症の影響下においても県民の生活を支えるために運行体制を維持する地域交通事業者に対し、運行継続給付金を支給
合計	1,611,137	

新型コロナウイルスの検査体制の強化

令和2年度2月補正案
109,369千円

福祉保健部 健康推進課 [2643] 薬務課 [2661]
長寿社会課 [2519] 障害福祉課 [2537]
内線は「073-441」に続けてダイヤルすると外部から
直接つながります

抗原検査体制の強化

第三波において、入院医療機関の新規入院患者、
高齢者施設の新規入所者からクラスターが発生

施設等への感染引込を防止するため、簡易に検査
できる抗原検査キットを配付し、検査体制を強化

入院医療機関

<27,000千円>

- 症状の有無に関わらず、新規入院患者に検査を実施

高齢者・障害者施設

<61,369千円>

- 入所施設において、症状の有無に関わらず、新規入所者に検査を実施
- 全ての高齢者・障害者施設において、入所者・利用者や職員の体調不良時等に検査を実施

環境衛生研究センターの機能強化

● 検査・分析機能の強化

- ・ 環境衛生研究センターのPCR検査機器等を拡充し、検査体制を充実（県:150検体／日）
- ・ 中核病院や救急医療機関のPCR検査機器等を拡充し、医療機関の検査体制を充実
(中核病院等:16病院、救急医療機関:61機関設置予定)

PCR検査により得られる遺伝子を、県が独自で
ゲノム解析することにより、感染経路を早期に究明

環境衛生研究センター

<21,000千円>

- 新たに次世代シーケンサー（ゲノム解析用機器）を導入し、感染経路を早期に究明

雇用の維持と事業の継続

令和2年度2月補正案
1,501,768千円

商工観光労働部 商工振興課 [2740]
観光振興課 [2777]
企画部 総合交通政策課 [2353]

飲食・宿泊・旅行業給付金

- 第三波の影響により、令和3年1月または2月の売上が前年同月比50%以上減少した飲食・宿泊業等の事業継続に向け従業員規模に応じ、給付金を支給 <1,308,068千円>

対象者

ひと月の売上高が前年同月比で50%以上減少した中小法人・個人事業主であって、県内に店舗・施設を有する飲食事業者もしくは宿泊事業者、または、県内に主たる事業所を有する旅行事業者

※令和2年1月、2月の売上額合計が15万円未満の場合は対象外

給付額

従業員規模に応じ、15万円から60万円

常時使用する従業員の数	給付額
5人以下	15万円
6人以上20人以下	30万円
21人以上50人以下	45万円
51人以上	60万円

地域交通運行継続給付金

- 地域交通事業者の今後の事業継続のための支援として、事業者保有車両台数に応じ、運行継続給付金を支給

<193,700千円>

対象者

県内に営業所を有する乗合バス、貸切バス、タクシー、地域鉄道、フェリー事業者

給付額

保有車両台数に応じ、最大300万円

事業者	給付額
乗合バス、貸切バス (加算：バス車両1台あたり)	100万円 (10万円)
タクシー	法人 100万円 個人 20万円 (5万円)
地域鉄道	300万円
フェリー	

※バス、タクシー事業者については300万円を上限とする